

しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西

ニュースレター Vol. 79



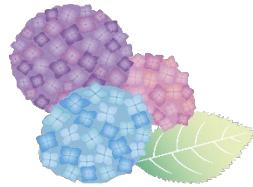
【もくじ】

(小4 U.Y)

2. 第1回セミナー「親育ち、子育ち～生きる力をどうはぐくむか～」案内
3. 大阪市「未婚の申立書」(児童扶養手当申請時書類)は廃止(2025年4月から)
2025年度の児童扶養手当の情報
4. 報告エッセイ「住民票続柄差別載撤廃30周年集会」に参加して
5. 「共同親権」のガイドラインについて
6. もっと危機感を抱いて、どうか声をあげて
7. 2025年度支援活動の方向は、お手紙「失業からの再就職活動体験記」
8. 尼崎セミナー報告
9. 地域活動報告とこれからの予定 お知らせ 電話・メール相談日程
10. 活動日誌 会費・寄付のお願い
11. 夏合宿7月26・27日(京都大森リゾートキャンプ場)参加募集案内
12. 夏休み臨時食料支援の案内／キッザニア甲子園のチケット希望者の募集案内



Facebook
も見てね



親育ち、子育ち ～生きる力をどうはぐくむか～

日時：2025年6月29日（日）14時～16時
(13時半から受付)

場所：本庄会館（大阪市/公民館）

大阪市北区本庄東2丁目4-39

天神橋筋六丁目駅⑪番出口～北へ徒歩5分

講師：野住智恵子さん

のずみん先生、元新聞記者、カメラマン、演出・出版プロデューサーとして働いたのち、現在、公立児童ホームで支援員として勤務。60代で保育現場に飛び込み、1年間子どもと共に過ごす中で“育つのは子どもだけでなく大人も同じだと実感。「子育ち、親育ち」のテーマを自らの体験を通して語ります。

参加費：会員 100円 非会員 200円

保育：無料 申込締切6月25日（水）

*現役シングルマザーには食料支援があります

申込み：しんぐるまさあず・ふおーらむ・関西のHPの

お問い合わせ欄から入り「セミナー希望」と記入

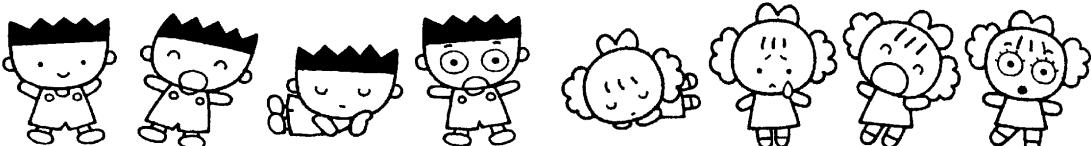
①名前 ②住所 ③電話

主催・お問い合わせ：NPO法人しんぐるまさあず・ふおーらむ・関西

06-6147-9771 mail@smf-kansai.main.jp

〒531-0074 大阪市北区本庄東2-2-31 新納ビル502

*当日のみの電話 080-6439-8802



大阪市「未婚の申立書」(児童扶養手当申請時)は 2025年4月より廃止された!

大阪市の「未婚の申立書」について、2024年8月の児童扶養手当現況届の時期に当会に寄せられた大阪市在住の方からの「未婚の申立書」(児童扶養手当申請時書類)に関する内容が不快で人権侵害にあたるのではないかという連絡を受けた。これに関して、9月に大阪市へ「要望書」を提出して、子育て支援課と話し合いを持った。さらに11月にも大阪市と話し合いを持った。大阪市も検討しているということであった。2025年3月26日になって、「未婚の申立書」を2025年4月より廃止にすると、大阪市から連絡があった。本当に長年の未婚・非婚のシングルマザーに対する差別的取り扱いの一つが解消された。

ただ、廃止の後は「事実婚解消の申立書」を使用することであり、引き続き人権侵害が起きないか、注視していく必要がある。また、昨年9月の要望書の中に、民生委員の「家庭訪問」時の「人権侵害」など不快な思いをした点に関しても、申し入れをおこない、民生委員の研修を要望した。



2025年度より、児童扶養手当額が、少しアップしました

2024年度の全国消費者物価指数が前年比で2.7%上昇し、4月分から支給額がアップします。物価高騰の中でシングルマザーの貧困を考えるなら、所得制限の額もあげてほしい。

手当額（令和7年4月～）

月額 全部支給：46,690円 一部支給：46,680円～11,010円

加算額（児童2人目以降一人につき）

全部支給：11,030円 一部支給：11,020円～5,520円

＜所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定）＞

○全部支給（2人世帯）：190万円 一部支給（2人世帯）：385万円

しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西では夏の緊急食料支援と同時に「児童扶養手当窓口ハラスマント」について把握したいので、各自治体で情報があればお寄せください。

毎年1回の児童扶養手当の現況届時に事実婚や妊娠の有無を問われたり、アンケートを書かされるなどシングルマザーの人権を大きく侵害する実態がこれまでありました。「シングルマザーサポート団体全国協議会（現在のひとり親家庭サポート団体全国協議会）の仲間と共に差別的な窓口対応の改善を求めて厚生労働省や自治体に対し、要望書や話し合いを行ってきました。（2018年～2019年）

その結果、厚生労働省から「シングルマザーの人権に配慮し、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営にあたって配慮するように」という若干前向きの姿勢（事務連絡）を得ることはできましたが、いまだに窓口でプライバシーに踏み込んだ質問に心が折れてしまって「もう役所には行きたくない！」というシングルマザーの声、相談が来ています。児童扶養手当額のアップを歓迎するとともにシングルマザーの人権を守っていくよう各自治体の動きなどを、今後も注視していきましょう！！

報告エッセイ「住民票続柄差別記載撤廃 30 周年集会」に参加して

2025 年 3 月 23 日（日）、東京・武蔵野商工会館で開催された「住民票続柄差別記載撤廃 30 周年集会・婚外子差別法制度の廃止を加速させよう－女性差別撤廃委員会、婚外子差別廃止の 4 度目の勧告－」に参加してきました。主催は「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」、講演には参議院議員・福島みづほ氏、元国連女性差別撤廃委員会委員長・林陽子氏を迎える、非常に意義深い内容の集会でした。私は大阪からのプライベートでの参加だったため、交通費・宿泊費ともに痛い出費ではありました。それでもどうしても参加したいという強い思いがありました。この集会のテーマは、「婚外子差別法制度の撤廃」です。国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が日本政府に対し、婚外子に対する差別的制度の撤廃を勧告するのは今回で 4 度目です。しかし、驚くべきことに、新聞やテレビなどの主要メディアではこの事実について報道されませんでした。

「婚外子差別なんて、まだあるん？」という人もいると思います。確かに、相続差別や寡婦控除に関しては一部是正が進められてきました。しかし、未だに法制度上で明確に区別されている現実があります。その最たる例が、「出生届」です。子どもを持つ親であれば一度は記入したことがあるであろうその書類には、「嫡出子／嫡出でない子」のチェック欄が存在しています。私は、息子を出産した日のことを、昨日のように思い出します。病院に並ぶ赤ちゃんたちを見ながら、「なぜ私の子だけが生まれながらに負のレッテルを貼られるのか」と涙が出てきました。出生届を役所に提出する際、「嫡出でない子」にチェックを入れるという行為は、「私の息子は正統な子どもではありません。」と届け出て、親である私が自らの手で我が子を差別的な枠組みに置くことでありその意味に手が震えました。

「嫡出」という言葉は“正統”を意味し、“非嫡出子”という法律用語には「正統でない子」「正統な子に非ず」という差別的なニュアンスが含まれています。私は生まれて間もない我が子に対して、そのようなラベルを自ら貼らねばならないことに、深い憤りと悲しみ、屈辱を感じました。そして、その感情は 16 年経った今でも決して薄れることはありません。

「この子が大人になる前に、婚外子差別のない社会を実現させる」。これは、私自身の親としての責任であり、私の闘いの原点でもあります。その想いを新たにするためにも、また長年この運動を続けてこられた先輩方の姿を肌で感じるためにも、今回の集会への参加は大きな意味を持ちました。

集会では触れられてはいませんが、重要なのは、法制度をなくせば差別もなくなるという誤解を正すことだと思います。社会に植え付けられた差別意識や偏見は、そう簡単にはなくなりません。障害者差別解消法が施行されても、障害者への差別は根絶されていませんし、部落差別解消推進法が施行されても、部落にルーツがある人への偏見は残っています。ましてや、婚外子差別については、未だに法制度として残っているのが現実です。つまり、国として「婚外子は他と違う」「差別されても仕方のない存在」と公に認めてしまっているようなものです。日本のシングルマザーも、未婚・非婚の割合が少しずつ増えてきています。この問題に当事者が、無知・無関心であることは、自らの尊厳を傷つける行為だと私は考えています。だからこそ、この問題に正面から向き合い続けたいのです。

「しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西」でも、未婚・非婚部会の立ち上げを視野に入れていけたら良いなと思います。同じような問題意識を持ってくださる方がいらっしゃいましたら、ぜひ「西崎」までご連絡ください。ぜひ、繋がりましょう。私たち一人ひとりの声が、社会を変える大きな原動力になると信じています。（西崎 麻衣）

離婚後の共同親権導入の民法改正について

2024年12月と2025年に、2種類のガイドライン的な文書が発表されている。子どもの育ちは社会や地域の支えが必要とされている昨今の状況にもかかわらず、国の責務は果たされぬまま、しかも離婚後にもかかわらず「親の責務」について、離婚前の両親単位に対して責務を説明しているもので、ひとり親や元配偶者の人的条件により、かえって子どもを苦しめるものになる場合があると思う。日本では、廃止されたはずの「家制度」があたかも生きているような「戸籍制度」があるばかりに、又、選択的夫婦別姓制度さえも決まらない政治状況の下で、ひとり親であったり名前の変更だけでも不安になってしまう子どもが増えることになるだろう。

2025年3月、しんぐるまさあず・ふおーらむ・関西では「非婚シングルマザーを生きる」というテーマでセミナーを開催して、今回、国が行った民法改正が果たして「子とその親」の幸せにつながるのか、生の声を集めてきた。第一に、親権がなくても親子関係に変わりはなく、親には養育費を支払う義務がある。法的な親権とは、子どもと同居して身の回りの世話や教育をする「監護権」（民法820条）と、進学先の決定・居所指定・職業選択・財産管理などを行う「重要事項決定権」（民法820～824条）のことだ。

単独親権であった日本の民法の特徴は、重要事項決定権を共同行使できないことだ。私たちは共同親権に適さないケース、つまり別居親に身体的な暴力のみならず精神的・経済的DVや虐待がある場合、被害にあっている親と子をいかに守るのか、その仕組みが整っていないことを、最も問題にしている。家庭裁判所の家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の職員の大幅な人員増についても、調査官の増員は全国でたったの3人となっている。養育費・婚姻費用について標準算定表の適正化作業は進んでいない。公的機関による養育費の立替払い制度もすすんでいない。15項目の附帯決議が実行されないのに、なぜ、施行を急ぐかのような文章が配布されるのか。世界の共同親権に日本は遅れているという人があるが、悲惨な事件の経験を経て、日本の単独親権の良さが見直されている。

国がやらねばならないことは、民法改正において元父母の義務を觀念上で強化するのではなく、国の責務において子の福祉のために法整備することではないのか。特に子どもと女性の人権を守るために、戸籍制度の改正—男親の嫡出原理—を無くすことが急がれるのではないだろうか。

大人・子どもの差別なく幸せを保障できるような形一個籍として把握すること、又、親の雇用の不安をなくすこと、働く条件や生活時間を保障することが国の大切な仕事ではないのか。この共同親権を持ち込んだ法改正では、国としてシングルマザーとその子を包摂しているとは言えない。（さ）



もっと危機感を抱いて、どうか声をあげて！ 社会の中で生きている以上、無関係ではない

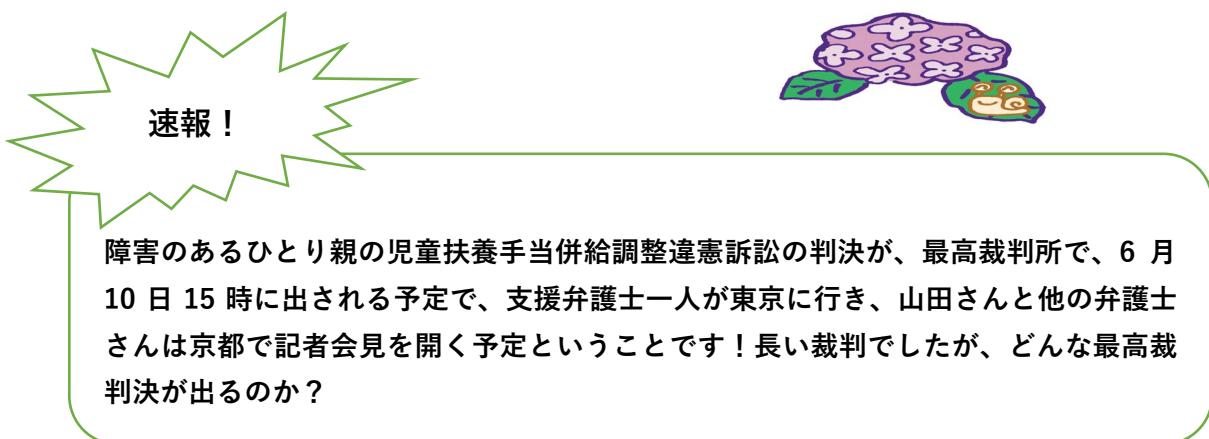
私は現在、障害のある一人親にも児童扶養手当と障害年金子加算との全額併給を認めて下さいと裁判している者です。

いつ、一家心中してもおかしくないくらい常に何かしらの不幸に見舞われているので、「お祓い」に行った方がいいよと言って下さる方や、もう少し立ち居振る舞いを見直した方がいいよと言われるのですが、予期せぬ不幸と言うのは、自分には関係なく起きるもので、私の立ち居振る舞いやお祓いで解決するなら、こんなに苦しんでいないといつも思うのです。そうして困窮している人に自己責任だからと決め付けて、切り捨てる口実をこじつけても、社会状況が悪化するだけだと、いい加減気が付いてほしいです。

我が家はこの半年、怒涛の半年でした。産みの母が、仕事からの帰宅途中に転倒し全治半年の怪我をしたかと思えば、育ての母にガンの再発が見つかり、生き別れていた父が見つかったかと思えば、叔父は自殺していました。父はパーキンソン病になっていました。そうして通いで産みの母の手伝いや育ての母の所への中距離介護が始まった矢先、今度は一番下の子どもが、学校での授業中に意識不明に陥り緊急搬送。幸いにも意識は戻りましたが、原因不明のまま今も病院通いを続けています。

そんな中で自分の限界が来たので、育ての母の家の近くに家を借り家族で転居もしました。京都に比べると遙かに物価も安くなり、何より徒歩圏内で買い物ができるようになったので、以前よりは心労も減りました。ですが、食事のいちばんの要であるお米の値段が高騰し過ぎていて、育ち盛りの子どもが4人もいるため、以前のように月30キロを買おうと思っても2倍以上の値段がするので買えず、私は以前から減らしていた食事を更にパンメインに切り替え子どもたちはお米が食べなくなったら半額弁当などを買って子どもたちで分け合ってお米を食べています。

これが貧困国ではなく先進国で起きていることに、もっと危機感を抱いてください。社会の中で生きている以上、無関係ではありません。どうか声をあげて下さい。（Y・M）



障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟の判決が、最高裁判所で、6月10日15時に出される予定で、支援弁護士一人が東京に行き、山田さんと他の弁護士さんは京都で記者会見を開く予定ということです！長い裁判でしたが、どんな最高裁判決が出るのか？

2025年度の支援活動の取り組み課題・方向やその思いについて

4月13日会計監査・4月29日理事会・5月11日総会を開きました。2025年度の支援活動の取り組み課題や方向性などを総会で話し合い、思いを新たにしました。

1. エンパワーメント支援事業に取り組む。年間3回(6月・9月・2月)セミナーを開催する
教育・子育て、福祉、社会保障や民法、児童扶養手当・離婚・共同親権などに関して、シングルマザーがエンパワーメントできる視点からセミナーを設定していく。

2. シングルマザー親子の交流会事業に取り組む。年間3~4回交流会を開催する
夏の合宿キャンプ(7月)・秋の交流会(10月か11月)・冬のクリスマス会(12月)など。
シングルマザー親子の交流会は、楽しい体験・新しい出会いの場であるようにしたい。
子どもの社会体験を、より豊かなものにするよう取り組む。

3. シングルマザー親子の生活応援事業(食料支援など)に取り組む
生活の困難、子どもの貧困などに少しでも役立つように食料支援などを中心に取り組む
①随時型の緊急食料支援(メールや電話相談などからの要請に基づく)を行う
②セミナーなどの参加者に食料支援を行う
③夏休みと年末に集中的に臨時食料支援を行う
※2024年度は、延べ224世帯に支援できた



4. 相談事業(電話・メール)を行う。対面相談や同行支援も行う。

電話相談日は、毎週の水曜日・金曜日。月2回は、第2土曜日と第4土曜日に実施する
メール相談は随時対応。アウトリーチ型の相談にして積極的に対応する。人権や個人情報漏洩に必ず留意する。

※相談内容は、離婚、子育て、教育費、就労、生活、自立、心身などの悩みや情報提供。

5. 課題、今年度出てくる「共同親権」のガイドラインの内容をよく吟味して取組んでいく
障害のある一人親にも児童扶養手当と障害年金子加算との全額併給を認める裁判を支援していく
子どもの貧困やシングルマザーの貧困や生活、福祉制度の向上や人権侵害の解消などにとりくむ

【お手紙】失業から再就職、自治体の就労支援で良かったこと

今回仕事を辞めた後ずっと気にかけてくださっている自治体の母子家庭担当の職員の方と、月に数回自治体の出張ハローワーク担当の職員の方が、履歴書や職務経歴書の書き方から転職先探しまで、親身に手伝ってくださいました。また、辞める経緯も丁寧に話を聞いてくださいって、卑屈になることなく、前向きに仕事を探すことができました。

自治体の職員の方からは、「これからも何かあったら連絡してください」と、自治体でのメールアドレスを教えていただきました。ハローワークの職員の方には「しんどかったら、すぐ辞めてもいいですよ。大丈夫ですよ」と言ってもらいました。お二人の言葉で、再就職をあまり思い悩むことなく、面接を受けて、再就職でき、とても心強かったです。

給料は落ちましたが、無理せず続けられる職場に就けたのではないかと思っています。

お二人には、とても感謝しています。(F・T)

セミナー「離婚後の別居親と子どもの法的関係」

尼崎おしゃべり会では、5月18日（日）に神戸学院大学の足立公志朗先生を講師に迎えてセミナーを開催しました。子どもから「（離れて暮らす）お父さんが死んだら、その遺産はどうなるの？」と聞かれたけれど、答えられなかった、というおしゃべり会メンバーのエピソードがきっかけとなって、このセミナーを企画しました。別居親と子どもの関係は法的にどうなっているのか。親権や戸籍、親子関係はどのように影響しあうのか。別居親が再婚している場合や再婚相手との間に子どもがいるケースなど、子どもたちにどのような影響があるのか。様々な状況にあるメンバーからいろいろと知りたいことが出てきました。

セミナー冒頭では民法に定められている「認知」について学びました。民法779条には「嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。」とあります。しかし、「母子関係は分娩の事実により生ずる」とする最高裁判例があります。これは日本の民法がフランスの民法をモデルに作られたためで、母による認知は匿名出産制度の存在を前提としていますが、日本にはそのような制度がなく「又は母」は削除して解釈されています。母子関係が分娩の事実により生ずるということは以前から知っていましたが、それはつまり子が生まれた瞬間に母と子の間には親子関係が成立し扶養義務が発生する、扶養の責任を母に押し付けることができる、ということは考えたことがありませんでした。

その後は事前にメンバーから集められた質問を題材に保険金や相続財産のこと、親権や監護権と養子縁組などを含む親子関係のことなどを学びました。セミナーの途中では参加者から積極的に質問や発言が出てきて、共同親権のことも話題になり、双方向な講座となりました。離婚の場面において、当事者が対等な関係で話し合いができるることは少なく、共同親権については、様々な状況の当事者の声に耳を傾け、考えていくことが大事だと改めて感じました。また、普段のおしゃべり会では参加者の意見交換をもっと活発にしていき、それぞれが抱える問題を解決できるよう、いっしょに考えていくたいと思いました。（U.A）



地域グループからの報告



尼崎

【4月】2025年度最初のおしゃべり会とプログラミング学習をしました。おとな9人、子ども5人の参加で久しぶりの人、初めて顔を合わせる人もいておしゃべりに花がさきました。助成金も得て、この1年体験したいことがいっぱいです。セミナーも子どもの視点からみた法律相談を考えて行く予定です。プログラミング学習では初めての子どもさんもいて楽しむことができました。おてらおやつクラブさんとコーポこうべさんから頂いた食品を皆様にお分けしました。

【5月】5月18日、尼崎市女性セントレピエでセミナーを開催しました。詳しくは8ページの報告を読んでください。子どもたちの学習支援では、中3の子どもが生物のドリルで勉強したり、プログラミング学習では、初めての子どもが体験しました。子どもたちはその後、大井戸公園で遊びました。



大阪

4月27日 おしゃべり会と学習支援（算数の復習、数のなぞ、面白い掛け算の法則）

5月25日 おしゃべり会と学習支援（算数の復習など）プレシングルマザーも参加！

各地おしゃべり会 これからの予定

日程や内容は変更することがありますので、参加される前にご連絡ください

■尼崎 ※お問合せ先：smf.amagasaki@gmail.com

6月22日(日) おしゃべり会とbingo大会、学習支援・プログラミング

7月20日(日) おしゃべり会とプログラミング

■大阪

6月22日(日) おしゃべり会と学習支援 場所：本庄会館 13時～16時まで

7月 キャンプの為お休みです。キャンプで野外体験を楽しもう。

8月 未定 ホームページを見てください

■箕面 企画中、ホームページやフェイスブックに載せます。

■電話相談■ 相談電話番号：06-6147-9771

毎週水曜日 14時～17時 毎週金曜日 14時～18時

毎月第2・4土曜日 14時～16時

■メール相談■ 随時受付 HPの「お問合せ欄」から相談内容を記入してください

♥子育て・教育費・奨学金や児童扶養手当、離婚後の生活・就労の悩みなど

♥行政の窓口や記入事項やアンケート項目など、不愉快な思いをしていませんか

*** 活動日誌 ***

4月4日(金) 相談日 事務所ミーティング
4月9日(水) 相談日
4月11日(金) 相談日 事務所ミーティング
4月12日(土) 相談日
4月13日(日) 会計監査作業
4月16日(水) 相談日
4月18日(金) 相談日 事務所ミーティング
4月20日(日) 尼崎おしゃべり会・プログラミング・学習支援
4月23日(水) 相談日
4月25日(金) 相談日 事務所ミーティング
(理事会準備作業)
4月26日(土) 相談日
4月27日(日) 大阪おしゃべり会・学習支援
4月29日(金) 理事会
4月30日(水) 相談日
5月2日(金) 相談日 事務所ミーティング

5月7日(水) 相談日
5月9日(金) 相談日 事務所ミーティング
5月10日(土) 相談日
5月11日(日) 総会
5月14日(水) 相談日
5月16日(金) 相談日 事務所ミーティング
ベルコさん来所
5月18日(日) 尼崎セミナー、おしゃべり会・
プログラミング・学習支援
5月21日(水) 相談日
5月23日(金) 相談日 事務局ミーティング
5月24日(土) 相談日
5月25日(日) 大阪おしゃべり会・学習支援
5月28日(水) 相談日
5月30日(金) 相談日
大阪おしゃべり会・学習支援



◆◇ 会費・寄付のお願い ◇◆

いつも、会費・賛助会費・ご寄付・カンパ、お米・食品類・お菓子などのご支援を頂き、本当にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。各個人様や団体様、いつもご支援頂いている関西よつ葉連絡会様、株式会社ベルコ様、合同会社オプシード様、おとらおやつクラブ様、コスメバンク様など、食品のご寄付をありがとうございます。

★夏休み臨時食料支援の為に、お米・うどん・おそば・パスタ・ラーメン・乾物類・缶詰など（生もの以外の食品類）・衛生用品などのご寄付を募集しています。どうかよろしくご協力をお願い致します。

★会費納入のお願い

※2024年度と2025年度の会費が未納の場合どうか振込みをよろしくお願いします。

当会の運営を支えるために、年会費3,000円（賛助会費5,000円）をお願いしています。年度は4月1日から翌年の3月31日までとなっています。

●税金の控除はありませんが、よろしくお願いします。受領証等をもって領収証に代えさせて頂きます。領収証の必要な方は、振替用紙にチェックを入れるか、その旨を記入してください。

【郵便振替口座】記号 00920-4 番号 150163

加入者名：しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西



夏合宿のお知らせ

★日時・・・2025年7月26日（土）～27日（日）

★場所・・・大森リゾートキャンプ場

〒601-0145 京都市北区大森東

☎ 075（406）2850

★募集・・・先着45名まで（親子合わせて）



★費用・・・新大阪からの交通費込（バス代）

大人：4000円 子ども（小学生以上）：2000円

※未就学児は、無料

バーベキュー・花火・他 親子で楽しもう、交流しよう。

★スケジュール…7/26 新大阪駅前バスターミナルに9時半集合、10時出発

7/27 新大阪駅前バスターミナルに13時着、解散

★主催・お問い合わせ

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西ホームページの「お問い合わせ欄」から申し込んでください。

①親子の名前と年齢 ②住所 ③連絡先 電話番号

受付開始：2025年6月1日（日）

締め切り：2025年7月16日（水）

主催 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西

mail@smf-kansai.main.jp 06-6147-9771

夏休みの臨時食料支援の募集案内 と キッザニア甲子園のチケット(無料)希望者募集

★夏休みの臨時食料支援の募集案内★

①募集期間・・・7月28日(月)から8月4日(月)

※注意 7月27日以前の申し込みは受け付けません。必ず7月28日から。

②募集世帯数・・・80世帯

③対象世帯(シングルマザー)

- ・児童扶養手当受給世帯(※受給者証のコピー提出は不要)
- ・プレシングル世帯(※離婚調停中ないし夫と別居中など)
- ・生活が苦しいと感じているシングルマザー世帯



④申し込み方法

しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西のホームページ【お問い合わせ】欄より

◆必ず以下の事項を記入してください

- ・相談内容の箇所に「食料支援希望」と必ず記入
- ・宛先(郵便番号、住所、連絡できる電話番号、親の名前)
- ・生活状況(就労・収入や生活困難・子の状況・教育費、病気など自由にお書きください)

⑤児童扶養手当申請時や現況届時に、申請用紙やアンケート用紙の文言の中や、窓口職員等によるハラスメントなど「人権侵害や不愉快な質問・言動など」があれば、記入・連絡下さい。

★キッザニア甲子園の無料チケット(大和証券より寄贈)の希望者の募集案内★

①募集期間・・・7月28日(月)から8月4日(月)

※注意 7月27日以前の申し込みは受け付けません

②募集世帯数・・・45世帯 ※1世帯あたり2枚限定

(枚数が少ないので、子どもさんが多くても1世帯2枚になります)



③対象世帯

シングルマザー・プレシングルマザー世帯、子どもの年齢が3歳から15歳

夏休みなどに、親子同伴でキッザニア甲子園に行ける世帯

④申し込み方法

しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西のホームページ【お問い合わせ】欄より

◆必ず以下の事項を記入してください

- ・宛先(郵便番号、住所、連絡できる電話番号)
- ・親の名前と子どもの年齢
- ・【お問い合わせ】欄に「キッザニアのチケット希望」と必ず記入。

⑤禁止事項・・・シングルマザー世帯以外への譲渡や転売は禁止です。